



安心 安全

我が家 我がまち

4月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。まだ設置されていない住宅は、早急に設置しましょう。市では、市民の「生命」と「財産」を守るため、まだ住宅用火災警報器を設置されていない方へ設置をお願ひし、安心安全のまちづくりを推進します。6月中旬からシルバー人材センターに委託し、戸別訪問調査を行いますのでご協力をお願いします。

どうして住宅用火災警報器が必要なの？

火災による死者の8割は住宅火災から発生し、その

うち5割の人が「発見の遅れ」によるものです。火災から身の安全を確保するには、早期発見が大切です。住宅用火災警報器は、火災

どこに設置するの？

の煙や熱を感じて警報音などで知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

すべての部屋、台所、階段に設置が必要です。ただし、浴室、トイレ、洗面所、納屋などは含まれません。また、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋なども設置の必要がありません。

つけましたか？ 住宅用火災警報器

どんな種類があるの？

煙式 火災による煙を感じます。
熱式 火災による熱を感じます。
複合型 煙または熱とガス漏れなどを感知します。
原則として、煙を感知する住宅用火災警報器を設置しましょう。ただし、台所など火災以外の煙を感知するおそれのある場所には、熱式でもかまいません。

購入するには？

防災設備取扱店、電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。購入の目安として、NSマークが付いているものを選びましょう。

設置のお願いに 訪問します

市では、東京都の補助金を活用してシルバー人材センターに委託し、住宅用火災警報器設置のお願いをしていきます。

訪問時期 6月中旬から9月の間
訪問の対象 戸建て住宅訪問者 市から委託を受けたシルバー人材センターの会員が2人1組で訪問します。
訪問者は、シルバー人材センターの腕章をして「あきる野市住宅用火災警報器設置推進事業の受託員」である旨の身分証明書を携行しています。訪問調査の方法 午前9時から午後5時までの間に訪問し、住宅用火災警

6月1日号の主な記事

- 子ども手当などの現況届... 2面
- 生活習慣病予防健診... 3面
- 選挙の期日前投票など... 3面
- がん検診を受診しましょう... 4面
- ダンボール方式生ごみ講習... 5面
- 私の好きなどこ... 8面

設置するには？

機種により異なりますが、ドライバー1本で簡単に設置できます。設置などについて不明な場合は、秋川消防署に住宅用火災警報器設置相談窓口がありますのでご相談ください(95・0119)。



報器の設置状況についてお尋ねします。家の中に立ち入ることはしません。ご不在の場合、「住宅用火災警報器」についてのちらしを郵便受けなどに入れておきます。設置状況をお尋ねするだけですので、住宅用火災警報器の回転や販売をすることはありません。住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に注意しましょう。

問合せ 地域防災課防災安全係

6月の休日医科診療と歯科診療(急患の方) 往診はしません

期日	休日診療		準夜診療		歯科診療	
	受付時間	診療時間	受付時間	診療時間	受付・診療時間	医療機関
6日	9:00~11:45 13:00~16:45	9:00~12:00 13:00~17:00	17:00~21:45	17:00~22:00	9:00~12:00 13:00~17:00	米山医院 二宮1133 558-9131
13日						草花クリニック 草花2724 558-7127
20日						森田歯科医院 日の出町平井2069-2 597-5141
27日						ひらい歯科医院 日の出町平井971 597-5979
						中井歯科クリニック 秋川2-10-2 シャルマン106号 558-4589
						よしざわ歯科医院 伊奈976-2 596-6262

午前中の診療患者が多いなどの事情により、午後の診療時間が変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

救急相談センター #7119(携帯電話、PHS、プッシュ回線)
夜間等診療機関案内 消防庁テレホンサービス521-2323 東京都ひまわり03-5272-0303 秋川消防署595-0119

教育・子ども相談

教育相談(予約制)
相談日・時間 月曜~金曜日、午前9時~正午、午後1時~5時
相談場所 問合せ
教育相談所(558-6444)
教育相談所五日市分室(596-6460)
適応指導教室(550-6527)
子ども家庭相談(予約制)
相談日・時間 月曜~土曜日、午前9時~午後5時30分
相談場所 各児童館
子ども家庭支援センター総合相談(随時)
相談日・時間 月曜~金曜日、午前8時30分~正午、午後1時~5時15分
相談場所 問合せ 子ども家庭支援センター(550-3313)
子育て相談(予約制)
相談日・時間 月曜~金曜日、午前10時~午後5時
相談場所 東秋留保育園、屋城保育園、神明保育園、すぎの子保育園

6月の納期

市・都民税 第1期
国民健康保険税 過年3期